**バリアフリー新法に係る特定路外駐車場設置（変更）届の手引き**

**平成２７年度**

**鹿　部　町**

**バリアフリー新法に係る特定路外駐車場につて**

**１　はじめに**

　平成１８年１２月２０日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」が施行され、特定路外駐車場を新設する場合は、省令で定められた構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等移動円滑化基準）への適合が義務付けられました。

　また、既存の特定路外駐車場についても基準に適合させる努力義務があります。

　路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置（変更）するときは、あらかじめ、町長に届出が必要になります。

**２　届出が必要な駐車場（特定路外駐車場）**

○　特定路外駐車場とは

　　特定路外駐車場とは次の①～③すべてに該当する駐車場をいいます。

　①　道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

　②　自動車の駐車場の用に供する部分の面積（駐車マス）が５００㎡以上のもの。

　③　利用について駐車料金を徴収するもの。

　※　ただし、道路附属物の駐車場や公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場は除きます。

**３　届出方法**

　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１２条第１項及び第2項に基づき特定路外駐車場を設置、変更する場合は鹿部町長に届け出なければならない。

**４　届出書類**

　特定路外駐車場の届出をする際は、次に掲げる書類が必要になります。

　①　特定路外駐車場設置（変更）届出書・・・第１号様式

　②　特定路外駐車場の位置を表示した縮尺１／１００００以上の地形図

　③　特定路外駐車場の区域を表示した縮尺１／２００以上の平面図

　④　路外駐車場車いす使用者駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設を表示した縮尺１／２００以上の平面図

　また、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る上記の図面のみ提出してください。

なお、届出の時期については、新たに設置する場合及び既存の駐車場の用途を変更し新たに上記１に該

当する場合並びに届出内容の変更の場合にあっては、それぞれ工事などの着手前に行い、共用を休止も

しくは廃止した場合は速やかに行ってください。

※「特定路外駐車場の設備等に関する審査表」により審査する

**５　特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造**

**及び設備に関する基準を定める省令）**

【路外駐車場車いす使用者用駐車施設】

１　特定路外駐車場には、路外駐車場車いす使用者用駐車施設を１以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場についてはこの限りではな

い。

２　路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

（１）　幅は、３５０センチメートル以上とすること。

　（２）　路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

　（３）　路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

【路外駐車場移動等円滑化経路】

　　１　路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち１以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）にしなければならない。

　　２　路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

　　　（１）　当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。

　　　（２）　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、８０センチメートル以上とすること。

　　　（３）　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

　　　　　　①　幅は、１２０センチメートル以上とすること。

　　　　　　②　５０メートル以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けること。

　　　（４）　当該路外駐車場等円滑化経路を構成する傾斜路（断の代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

　　　　　　①　幅は、段に代わるものにあっては１２０センチメートル以上、段に併設するものにあっては９０センチメートル以上とすること。

　　　　　　②　勾配は、１／１２を超えないこと。ただし、高さが１６センチメートル以下のものにあっては、１／８を超えないこと。

　　　　　　③　高さが７５センチメートルを超えるもの（勾配が１／２０を超えるものに限る。）にあっては、高さ７５センチメートル以内ごとに踏幅が１５０センチメートル以上の踊場を設けること。

　　　　　　④　勾配が１／１２を超え、又は高さが１６センチメートルを超え、かつ、勾配が１／２０を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

　【特殊の装置】

　　１　これまでの規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通

大臣がその装置がこれまでの規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合に

おいては、適用しない。

第１号様式

（日本工業規格A列４番）

|  |
| --- |
| 特定路外駐車場設置（変更）届出書 |
|  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　鹿部町長　川　村　　茂　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１２条第１項本文の規定により、次のように届け出ます。 |  |
| １　駐車場の名称 |  |
| ２　駐車場の位置 |  |
|  ３  規  模 | イ 駐車場の区域の 面積 |  　 　 平方メートル |
| ロ　駐車場の用に供 する部分の面積 | ａ　駐車の用 に供する部 分の面積 | 一般公共の用に供する部分 |   　 平方メートル 　 （駐車台数　　　台） |
| それ以外の部分 |  平方メートル （駐車台数　　　台） |
| ｂ　車路等の 面積  |  　　　　　 　 平方メートル |
|   ４必移要動な等構円造滑及化びの設た備め に | 路外駐車場車いす使用者用駐車施設　　　　台  |
| 路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 |
| 特 殊 の 装 置 | イ 特殊の装置の 有無　　　　　 |  |
| ロ 特殊の装置に 係る移動等円滑 化のために必要 な特定路外駐車 場の構造及び設 備に関する基準 を定める省令 (平成18年国土 交通省令第112 号)第４条の規 定による認定の 概要 | ａ　認定の番 号 |  |
| ｂ 特殊の装　置の名称等 |  |
| ５　従業員概数 |  |
| ６　供用開始（予定）日 |  |
|  |  |
|  |

備　考

　一　特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。

 二　３のロのａ欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。

 三　３のロのｂ欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。

 四　４のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。

 五　４のロのａ欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成１８年国土交通省令第１１２号）第４条の規定による認定の番号を記載すること。

 六　４のロのｂ欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

**特定路外駐車場の設備等に関する審査表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 共用開始予定日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 提出区分 | □　新規　（　第１号様式　）□　変更　（　第１号様式　） | 前回提出年月日 |
| 平成　　年　　月　　日 |
| 駐車場管理者 |  |
| 住　　　　所 |  |
| 駐車場の名称 |  |
| 駐車場の位置 |  |
| 区域の面積 | ㎡ | 届出書・地形図・平面図の記載及び縮尺等 | 合・否 |
| 駐車場の用に供する部分の面積・駐車台数 |
|  | 一般公共の用に供する部分の面積・駐車台数 | ㎡ | 台 |
| それ以外の部分の面積・駐車台数 | ㎡ | 台 |
| 車路等の面積 | ㎡ |  |
| 特定路外駐車場に該当する駐車場 | １　道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、一般公共の用に供され、かつ、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であるもの※道路の附属物、公園施設、建築物又は建築物の附属施設となっているものを除く。 | バリアフリー新法の届出及び駐車場法の技術的基準の遵守が必要 |
|  |
| **根拠法令等** | **特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準** | **判定** | **数値等** |
| **省令第２条****（路外駐車場車いす使用者用駐車施設）** | ①　車いすを使用している者が円滑にりようすることができる駐車施設を１以上設けている。 | 合・否 |  |
| ②　路外駐車場車いす使用者駐車施設について |  |  |
|  | ■幅を350㎝以上確保している。 | 合・否 |  |
| ■当該駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をしている。 | 合・否 |  |
| ■省令第３条の路外駐車場移動等円滑化経路の長さができるだけ短くなる位置に設けている。 | 合・否 |  |
| **省令第３条****（路外駐車場移動等円滑化経路）** | ①　路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち１以上が、高齢者や障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路）となっている。 | 合・否 |  |
| ②　路外駐車場移動等円滑化経路について |  |  |
|  | ■経路上に段差を設けていない。段差がある場合、傾斜路を併設している。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する出入口の幅は、80㎝以上ある。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する通路の幅は、120㎝以上ある。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する通路には、50ｍ以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けている。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する傾斜路は、幅を120㎝以上確保している（段に併設する場合は、90㎝以上確保している）。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する傾斜路は、勾配が１／１２を超えていない（高さが16㎝以下のものについては、１／８を超えていないか）。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する傾斜路は、高さが75㎝を超え、かつ、勾配１／２０を超えるものについて、高さ75㎝以内ごとに踏幅150㎝以上の踊り場を設けている。 | 合・否 |  |
| ■経路を構成する傾斜路は、勾配が１／１２を超え、又は高さが16㎝を超え、かつ、勾配１／２０を超える傾斜がある部分には、手すりを設けている。 | 合・否 |  |
| **省令第４条****（特殊の装置）** | 　特殊の装置を用いている場合、その装置は国土交通大臣が前２条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めているか。 | 合・否 | 大臣認定の写しを添付。 |
| **鹿部町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例** | 　障害者用駐車施設の数　・全体駐車台数200以下：全体駐車台数×1/50以上　・全体駐車台数200以上：全体駐車台数×1/100＋2以上 | 合・否 |  |